

宮津市公報

令和3年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

23 宮津市職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	1
24 宮津市個人情報保護条例及び宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
25 宮津市民体育館条例の一部を改正する条例	2
26 宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例	2
27 過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	2

告 示

129 指定収納代理金融機関の名称の変更	3
130 宮津市テレワーク事業審査会設置要綱	3
131 宮津市民体育館の利用料金の承認	4
132 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	5
133 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ）	5
134 宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱	6

公 告

45 農用地利用集積計画の縦覧	7
46 公示送達	7
47 宮津市営住宅の入居者の公募	8
48 令和3年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者	8

水 道 企 業

《上下水道告示》

15 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	9
-------------------------	---

教 育 委 員 会

《告 示》

23 教育委員会定例会の招集	9
----------------	---

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

13 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	9
14 有権者総数の50分の1の数	10
15 有権者総数の3分の1の数	10
16 有権者総数の6分の1の数	10
17 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所	10
18 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所	10
19 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻の繰上げ	11
20 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理の選	

任	12
21 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時	13
22 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任	13
23 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	13
24 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所	13
25 衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所	14
26 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	14
27 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の変更	15

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

11 宮津市農業委員会定例総会の招集	15
12 別段の面積（下限面積）の設定	15

条 例

宮津市職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第23号

宮津市職員等のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 宮津市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「し、提出者がこれに署名押印」を削る。

(宮津市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 宮津市火入れに関する条例(昭和59年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号による申請書」を「火入許可申請書」に改め、「の各号」を削る。

第4条第1項中「様式第2号による許可書(以下「火入許可書」という。)」を「火入許可書」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、火入許可申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市個人情報保護条例及び宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月6日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第24号

宮津市個人情報保護条例及び宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第6号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市民体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 6 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第25号

宮津市民体育館条例の一部を改正する条例

宮津市民体育館条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額の項の表に次のように加える。

剣道場	冷房料	1 時間につき	416 円
	暖房料	1 時間につき	416 円
柔道場	冷房料	1 時間につき	416 円
	暖房料	1 時間につき	416 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 6 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第26号

宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

宮津市過疎地域自立促進特別事業基金条例（平成23年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

宮津市過疎地域持続的発展特別事業基金条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 本市における過疎地域持続的発展特別事業（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号）第 8 条第 2 項の規定により定める宮津市過疎地域持続的発展計画に掲げる過疎地域持続的発展特別事業をいう。）の推進を図るため、宮津市過疎地域持続的発展特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 6 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第27号

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例（平成22年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改める。

第 1 条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第 2 条第 2

項の規定により過疎地域として公示された本市の区域における法第31条に規定するを「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により宮津市が定める過疎地域持続的発展市町村計画（以下「宮津市計画」という。）に記載した同条第4項第1号の産業振興促進区域において、同項第2号の振興すべき業種に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に係る」に改める。

第2条第1項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者」を「特別償却設備設置者」に、「対象設備」を「特別償却設備」に、「法第2条第2項の規定による公示の日以後」を「宮津市計画の計画期間（以下「計画期間」という。）内」に、「取得したもの」を「取得等をしたもの」に改める。

第3条第1項第3号中「新設し、又は増設」を「計画期間内に取得等を」に改め、同項第4号中「新設し、又は増設」を「計画期間内に取得等を」に、「新設又は増設」を「取得等の」に改め、「(土地にあっては、取得年月日)」を削り、同項第5号及び第6号中「新設し、又は増設」を「計画期間内に取得等を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における固定資産税の特例に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に取得等（同条例第1条に規定する取得等をいう。）をした者について適用し、同日前に改正前の過疎地域自立促進特別措置法における固定資産税の特例に関する条例第2条に規定する対象設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第129号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき指定した宮津市収納代理金融機関の名称を変更したので、同条第8項の規定により告示する。

令和3年10月5日

宮津市長 城崎雅文

- 1 名称を変更する収納代理金融機関
変更前 京都府信用漁業協同組合連合会宮津支店
変更後 京都府信用漁業協同組合連合会宮津営業店
- 2 名称を変更する期日
令和3年11月15日

————— * * * —————

宮津市告示第130号

宮津市テレワーク事業審査会設置要綱を次のように定める。

令和3年10月11日

宮津市長 城崎雅文

(設置)

第1条 海の京都宮津天橋立リゾートワーク施設開設支援事業費補助金及びテレワーク総合センター（仮称）進出支援金（以下「補助金等」という。）の交付に当たり、専門的な見地から、その応募者の申請内容の審査を行い、交付対象者を選定するため、宮津市テレワーク事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募者からの申請内容の審査に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から補助金等の交付対象者の選定が終了した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 審査会に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、座長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第131号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（令和3年規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和3年10月15日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

(1) 体育館冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
剣道場	冷房料	1時間につき 410円
	暖房料	1時間につき 410円
柔道場	冷房料	1時間につき 410円
	暖房料	1時間につき 410円

2 適用年月日

令和3年10月15日

* * *

宮津市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 岡本 智成
- 3 変更年月日 令和3年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和3年10月18日

宮津市長 城崎 雅文

* * *

宮津市告示第133号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年10月18日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,500円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井靖隆	日置診療所 府中診療所
味見真弓	味見診療所
今出陽一郎	今出クリニック
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
曾根敦史 中村智樹 石黒稔 中山雅臣	宮津武田病院
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生 今井敏雄	浪江医院
西原寛	西原医院
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘 宮地道弘	宮地医院
上川浩美	養老診療所
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二 藤本美智子	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年10月18日から令和3年12月17日まで

ただし、体調不良等で期間内に接種できなかった場合は、令和4年1月31日まで期間を延長する。

* * *

宮津市告示第134号

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年10月22日

宮津市長 城崎雅文

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和59年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める。

第4条中「自己」を「自己等」に、「納税、納付義務者」を「納税義務者又は納付義務者」に、「依頼者」を「届出者」に改める。

第5条中「依頼者」を「届出者」に改め、「指定した口座」の次に「(以下「指定預金口座」という。)」を加える。

第6条中「依頼者」を「届出者」に、「口座振替納付届出書（以下「届出書」という。）及び口座振

替納付依頼書（以下「依頼書」）を「宮津市預金口座振替依頼書自動払込利用申込書兼廃止届出書（以下「届出書」）に改める。

第7条中「及び依頼書」及び「、依頼書を保管し」を削る。

第8条中「依頼者」を「届出者」に、「「口座振替(取扱金融機関名及び指定預金口座を含む。)」と記録するとともに、依頼者を別に定める口座振替納付届出者名簿に登載」を「口座振替に係る事項を登録」に改める。

第10条中「依頼者」を「届出者」に改める。

第13条中「市は、」の次に「取扱金融機関から」を加え、「依頼者」を「届出者」に改める。

第14条第1項中「依頼者」を「届出者」に、「依頼を」を「届出を」に、「「変更」又は「取消」と朱書した届出書及び依頼書により」を「変更等の事項を記載した届出書を」に、「届け出る」を「提出する」に改める。

第15条第1項中「市は、」を「市は、次の各号のいずれかに該当するときは、」に「依頼者」を「届出者」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 市税等の振替不能が3月以上続いたとき。

(2) 口座振替により納付することが適当でないと市長が認めるとき。

第15条第2項中「依頼者」を「届出者」に改める。

第16条の見出し中「及び依頼書」を削り、同条中「及び依頼書」を削り、「、依頼者」を「、届出者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

公 告

宮津市公告第45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年10月12日付け宮農委第44号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年10月19日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年10月19日

至 令和3年11月2日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第46号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年10月26日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第47号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和3年11月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
タヶ丘	宮津市字須津	22,900～46,800	2	2DK
東波路	宮津市字波路	22,000～43,200	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	21,300～42,300	3	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,500～32,400	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年11月10日（水）から令和3年11月24日（水）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行い、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の設定が難しい方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 令和4年2月上旬

* * *

宮津市公告第48号

令和3年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2試験の実施要綱は次のとおりである。

令和3年11月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

第1次試験に合格した者の受験番号

G1003 G1007 G1008 G1009
 G1010 G1051
 J3001
 J4001 J4002 J4003 J4004

J4051

第2次試験の実施要綱

1 個別面接

- (1) 日時 令和3年11月14日(日)
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

水道企業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第15号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程(令和2年水管規程第3号)第16条の規定により告示する。

令和3年10月22日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第96号

- (1) 名称 三幸ガス株式会社
- (2) 所在地 (変更前) 宮津市字獅子崎小字問屋町114番地15
(変更後) 宮津市字本町824番地
- (3) 代表者 (変更前) 代表取締役 藤田 武 司
(変更後) 代表取締役 岡本 泰 明

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第23号

令和3年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年10月22日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和3年10月26日(火) 午前9時00分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

* * *

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第13号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次の

ように定める。

令和 3 年 10 月 14 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

1 日 時 令和 3 年 10 月 19 日 午後 6 時

2 場 所 宮津市役所 応接室

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 14 号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 3 年 10 月 18 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

3 0 0 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 15 号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 3 年 10 月 18 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

4, 9 9 2 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 16 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 3 年 10 月 18 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

2, 4 9 6 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 3 年 10 月 31 日 執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和 3 年 10 月 18 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

(以下省略)

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第 18 号

令和 3 年 10 月 31 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和 3 年 10 月 19 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	桜山会館	〃 万町476番地
〃 3 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 4 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 5 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 6 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 7 〃	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
〃 8 〃	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
〃 9 〃	中村公民館	〃 中村190番地の1
〃 10 〃	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
〃 11 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 12 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 13 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 14 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
〃 15 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
〃 16 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
〃 17 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 18 〃	上公民館	〃 日置2583番地の7
〃 19 〃	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
〃 20 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 21 〃	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
〃 22 〃	宮津市デイサービスセンターせんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 23 〃	田原公民館	〃 田原76番地の1
〃 24 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 25 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 26 〃	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、令和3年10月31日執行

の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。
令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

投 票 所	投票所を開いている時間
第 19 投票所	午前 7 時から午後 6 時まで
第 20 投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第 21 投票所	午前 7 時から午後 6 時まで
第 23 投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第 25 投票所	午前 7 時から午後 7 時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

投票区名	投票 管 理 者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 投票区	<省略>	宮 崎 茂 樹	<省略>	横 谷 宏 明
” 2 ”		大 井 良 竜		中 村 理 恵 子
” 3 ”		松 井 正 之		小 谷 全 弘
” 4 ”		廣 瀬 政 夫		森 山 英 樹
” 5 ”		大 上 仁 志		松 本 隆 幸
” 6 ”		浅 野 誠		小 牧 宗 加
” 7 ”		小 牧 美 忠		大 和 陽 三
” 8 ”		田 中 修 二		上 田 忠 志
” 9 ”		中 嶋 章 夫		河 原 亜 紀 子
” 10 ”		永 濱 敏 之		公 庄 友 理 子
” 11 ”		河 原 哲 也		田 野 博 司
” 12 ”		橋 本 一 郎		橋 本 和 実
” 13 ”		河 合 隆 太		小 谷 陽 介
” 14 ”		森 口 英 一		小 池 康 文
” 15 ”		山 根 洋 行		古 澤 武 夫
” 16 ”		小 西 正 樹		内 藤 進 介
” 17 ”		永 濱 智 恵 美		沼 野 由 紀
” 18 ”		田 村 育 生		長 澤 伸 司

〃 19 〃		長澤嘉之		大銅浩助
〃 20 〃		居村 真		千阪季成
〃 21 〃		松崎正樹		藤原健二
〃 22 〃		前田 繁		岩佐信子
〃 23 〃	<省略>	辻村範一	<省略>	田中明夫
〃 24 〃		松島義孝		谷口宏幸
〃 25 〃		早川善朗		黄前佳之
〃 26 〃		矢野善記		山本隆教

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

1 開票場所

開票所名 宮津民体育館 宮津市字浜町3000番地

2 開票日時

令和3年10月31日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

開票管理者

住 所 <省略>

氏 名 前田良二

開票管理者職務代理者

住 所 <省略>

氏 名 稲垣成光

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

1 日 時 令和3年10月28日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のように定める。

令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町 3012 番地	10月20日から 10月30日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野 678 番地	10月24日から 10月25日まで	午前9時30分から 午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

施設名	所在地
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町 3012 番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第26号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和3年10月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
10月20日	<省略>	彦坂好幸	<省略>	濱田久美子
10月21日		木村礼子		〃
10月22日		尾崎吉晃		〃
10月23日		稲垣成光		〃
10月24日		木村礼子		〃
10月25日		竹内明		〃
10月26日		狩野照代		〃
10月27日		石田秀明		〃

10月28日	<省略>	狩野照代	<省略>	〃
10月29日		稲垣成光		〃
10月30日		前田良二		〃

(府中地区公民館)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
10月24日	<省略>	前田 良二	<省略>	佐々木 義照
10月25日		今澤 正和		〃

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第27号

令和3年10月19日付け宮津市選挙管理委員会告示第26号により選任した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における10月24日の期日前投票所（府中地区公民館）の投票管理者職務代理者を下記のとおり変更する。

令和3年10月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

記

変更する投票管理者職務代理者

変更前 住所 <省略>
氏名 佐々木 義照
変更後 住所 <省略>
氏名 上山 直仁

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年10月5日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日時 令和3年10月12日（火） 午前9時30分
- 2 場所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階 大会議室
- 3 議題

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 議案第35号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び区域の指定について
 議案第36号 非農地証明交付申請の承認について
 議案第37号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について

* * *

宮津市農業委員会告示第12号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）につい

て、次のとおり定める。

令和 3 年 10 月 12 日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

別表 1 (農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)関係)

適用区域	別段の面積
全 域 (ただし別表 2 の区域を除く。)	30 アール

別表 2 (農地法施行規則第17条第 2 項関係)

適用区域	別段の面積
字須津小字宮ノ後 1166-1、字須津小字宮ノ後 1167-1、字須津小字吉祥 1504、字須津小字向小路 1524、字須津小字向小路 1525、字須津小字宮ノ前 1543-1、字須津小字宮ノ前 1543-3	0.01 アール